

国民健康保険

《お問合せ》
国保年金課国保係
☎ 029-885-0340
(内) 116

国保の保険給付

国民健康保険（国保）では、対象となる事由に対して様々な給付を行っており、それを「保険給付」といいます。

医療・療養に対する給付

◇対象となる診療 診察、処置・手術等の治療、薬や治療材料の支給、入院・看護、在宅療養・看護、訪問看護
＊入院時の差額ベッド代、患者の希望による保険外診療、歯科診療で特殊な素材を使用した差額診療や自由診療は対象外となります。

◇対象外の診療 保険適用外の治療法、正常分娩、経済的理由による人工中絶、健康診断、予防注射、労災保険の対象になる場合等

◇制限のあるもの けんか、泥酔によるもの、医師や保

険者の指示に従わないとき、犯罪や故意によるもの

◇医療費の自己負担割合

- ・0歳～未就学児：2割
- ・70～74歳：2割（昭和19年4月1日までに生まれた方は1割。生年月日を問わず現役並み所得者は3割）
- ・右記以外の方：3割

村への申請が必要な給付

保険給付には給付を受けるために被保険者が村へ申請する必要があります。

▼療養費の支給

やむを得ず保険証を使わないで受けた診療や、骨折等で柔道整復師の施術を受けた場合、医師が認めたはり・灸・マッサージ代、コルセット等の補装具代、輸血の生血代、旅行中の海外での診療等は、医療費を全額自己負担した後に、申請により自己負担割合に応じた額が支給されます。

▼出産育児一時金

被保険者が分娩（妊娠12週以上の死産・流産を含む）したときに次の額が支給されます。

・分娩をした医療機関等が産科医療補償制度に加入して

いて、妊娠22週以上の場合：42万円

・右記以外：40万4千円

▼葬祭費

被保険者が死亡した場合、喪主の方に5万円が支給されます。

▼交通事故等するとき

事故等でケガをした場合でも、届出により国保で診療を受けることができます。

ただし、示談を結んでしまった場合等、国保が使えない場合もあります。示談の前には必ず国保へ連絡をしましょう。

▼高額療養費の支給

医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額が申請により支給されます。

限度額適用認定証

ご利用ください

「限度額適用認定証」を医療機関の窓口へ提示すると、医療機関への支払額が自己負担限度額までとなり、高額な医療費を一時的に立て替える必要がなくなります。

＊いずれの認定証も、事前に村への申請が必要です。

＊国保税に滞納がある世帯の方には認定証を交付出来ない場合があります。

自衛官等募集案内

◎自衛官候補生

応募資格	採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子
受付期間	年間を通じて実施しています。
試験期日	受付時にお知らせします。



◎防衛大学校学生（後期）

応募資格	平成29年4月1日現在、18歳以上21歳未満の高卒者（見込みを含む）
受付期間	1月21日（土）～27日（金）
試験期日	1次：2月18日（土） 2次：3月10日（金）

左記以外にも各種の募集があります。また、急遽募集内容等が変更される場合があります。詳細については、下記の事務所までお問合せください。

☎問合せ 自衛隊茨城地方協力本部龍ヶ崎地域事務所（龍ヶ崎市寺後3629-5）☎0297-64-3351
＊自衛隊茨城地方協力本部ホームページ（<http://www.mod.go.jp/pc/ibaraki/>）にも募集情報を掲載しています。